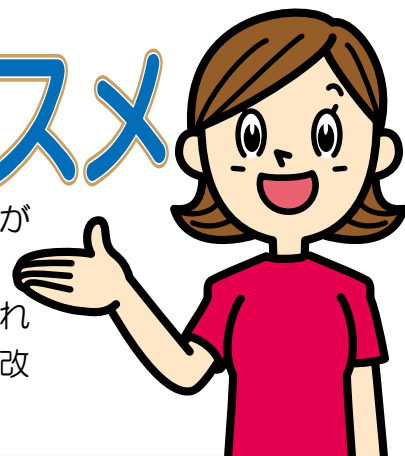


# 耐震改修のススメ

**大地震**が  
発生したら

倒壊する恐れがある家屋には、さまざまな危険がひそんでいます。

現在、全国的に昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅の耐震化が進められています。しかし、耐震診断・改修があまり進んでいないのが現状です。

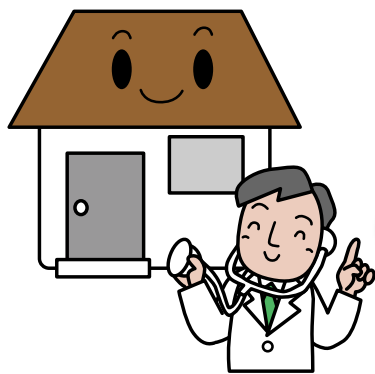


## 危険 1 ご自身、ご家族の命の危険

地震が起きた場合の心配事は？との問いに、多くの方が「電気や水道、ガスが止まるのが困る」「帰宅が困難になる」などと回答されます。でも、一番の心配事は、ご自身・ご家族の大切な命が危険にさらされること。阪神淡路大震災では、犠牲者の 84% が倒壊した家屋の下敷きになって亡くなっています。家屋が地震に耐えられずに倒壊すれば、建物の下敷きになって圧死してしまうという現実を目を向けてください。命が助かったとしても、住宅が倒壊すると、長期間にわたり避難所や仮設住宅での生活が余儀なくされます。

## 危険 2 避難通路閉塞の危険

想像してみてください。万が一、地震によってあなたの住まいが倒壊してしまったら、道路を塞いでしまうかもしれません。ご自身・ご家族はもちろん、近所の方も避難できず、2 次災害が起きてしまう危険だってあるのです。



## 危険 3 消防車・救急車の通行の障害に

災害時には、救助を求められる人たちであふれます。例えば、隣近所で負傷者が出たり、火災が発生すれば、救急車や消防車などの緊急車両が出動します。そんな中、倒壊したあなたの住まいが道を塞ぎ、緊急車両が立ち往生してしまったら大変です。

## 危険 4 街区に被害をもたらす危険

密集した住宅地で家屋の倒壊が起こった場合、自宅敷地外にもその被害が及ぶ危険があります。仮に運よく、ご自身を含めてご家族が避難できたとしても、隣家に被害を及ぼしてしまったら大変です。また、地震によって建物が倒壊・損壊すれば、調理器具やストーブからの引火で火災の原因になります。さらに、道路の閉塞や複数の地点で出火があれば、消火活動は進まず、被害はさらに増大します。

# 今すぐ 耐震診断 を受けましょう！

## ? 耐震診断ってどんなことをするの？

大地震に対して住宅が倒壊しないかどうか、建築士が判定するものです。木造住宅では、上部構造評点が 1.0 以上かどうかが目安となります（1.0 未満の場合は倒壊する恐れがあります）。



## ? なぜ耐震診断をする必要があるの？

現行の耐震基準に改正される以前（昭和 56 年 5 月以前）に建てられた住宅には、2 間つづきの壁で少ない建物や、玉石基礎の建物など、大地震時の倒壊を防ぐために耐震補強が必要な住宅が多く含まれています。耐震診断をすることにより、どこが弱点か、どのような補強をすればよいか、費用はいくらかかるのかなど、耐震改修に向けた見通しが立てられるようになります。

## ? 誰に依頼すればできるの？

耐震技術に詳しい「耐震診断士」に依頼してください。耐震診断士は、建築士事務所に所属する建築士で、茨城県が開催する「茨城県木造住宅耐震技術者講習会」または一般財団法人日本建築防災協会が開催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講者で茨城県知事の登録を受けたものです。

茨城県木造住宅耐震診断士認定者名簿は、茨城県のホームページで公開しています。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kikaku/kikaku/mokuzoujutakutaishinshind>

## ? どんなことをするのですか？

土地や基礎の状況、壁の量と強さ、屋根の種類、建物の老朽化などについて、建物の外回りや室内、床下や天井裏等を調査し、技術基準に沿った構造計算を行ったうえで耐震診断報告書を作成します。調査には、3 時間程度かかります。

## ? 診断費用はいくらかかりますか？

標準的な規模の木造住宅であれば、およそ 5 万円程度ですが、「木造住宅耐震診断士派遣事業」を活用することで、自己負担分は 2,000 円になります。

詳しくは、下妻市建設課までお問い合わせください。

| 事業名  | 下妻市木造住宅耐震診断士派遣事業                                                                                                                                                                  |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象住宅 | <ul style="list-style-type: none"><li>・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法に規定する建築確認を受けているもの</li><li>・所有者が居住する戸建て住宅であるもの</li><li>・地上階数が 2 階以下のもの</li><li>・延べ床面積が 30m<sup>2</sup> 以上</li></ul> |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・専門家の派遣</li></ul>                                                                                                                           |



# 耐震改修工事に取り組みましょう！

## ? 耐震改修ってどんなことをするの？

大地震による揺れに耐え、住宅が倒壊しないよう上部構造評点が 1.0 以上となる必要な補強等を行うものです。木造住宅では、壁（柱と柱の間）に筋交いを設けたり、頑丈な合板を張り付けることが一般的です。このほか、基礎の補強や屋根の軽量化を図る方法もあります。

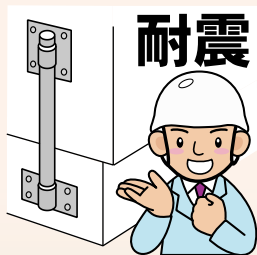
## ? 耐震改修工事にはいくらかかりますか？

住宅の規模や工法等にもよりますが、これまでの補助実績では 100～200 万円程度の工事が多くなっています。補助制度を利用すれば、設計費用を含めて、かかった費用の 1/3、最大で 30 万円の補助が受けられますので、ぜひ、この機会に耐震改修工事に取り組みましょう。

| 事業名  | 下妻市木造住宅耐震改修費補助事業                                                                                                                                                                                            |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象住宅 | <ul style="list-style-type: none"><li>・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法に規定する建築確認を受けているもの</li><li>・在来軸組構法又は伝統的構法で造られているもの</li><li>・地上階数が 2 階以下のもの</li><li>・延べ床面積が 30m<sup>2</sup> 以上</li></ul> ※この他にも対象となる住宅の要件があります |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・耐震改修設計（費用の 1/3 以内、助成限度額：10 万円）</li><li>・耐震改修工事（費用の 1/3 以内、助成限度額：30 万円）</li></ul>                                                                                     |

## ? 誰に依頼すればいいの？

市内に事務所又は事務所を有する事業者依頼して下さい。



## ? 部分的な補強でも補助の対象になりますか？

建物の耐震性を判断する場合、一棟の建物全体について、耐震性が確保できていることが必要であり、例えば、一室のみを強固に補強しても建物全体の構造評点が 1.0 に満たない場合は、耐震性の向上につながらないため、補助の対象になりません。

## ? 設計費も補助対象になるのですか？

耐震改修工事費とあわせて、補助対象となります（補助率は 1/3、助成限度額：10 万円）。

設計は、耐震改修工事の交付申請に先立って着手することできるので、まず、設計を行い、施工方法や金額を十分検討したうえで、工事に進むことができます。

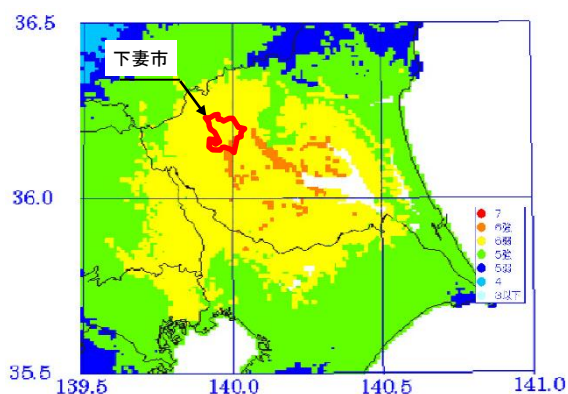
ただし、設計のみに止まり、耐震改修工事を行わない場合は、補助を受けられませんのでご注意ください。



## 想定される地震と被害の予測

茨城県耐震改修促進計画では、茨城県周辺で想定される地震の震源として、内閣府中央防災会議の「首都直下地震対策専門委員会」の調査報告(平成17年7月)で取り上げられている「茨城県南部地震(マグニチュード7.3)」を想定し、被害想定を行っています。

茨城県南部地震によって発生する揺れは、県内において最大で震度6強と見られています。ただし、局所的にはより強い揺れが発生する可能性があります。震度6弱以上が発生すると予測されている県内の市町村数は32市町村とされています。



茨城県南部地震による震度分布  
(出典：茨城県耐震改修促進計画)

| 被害項目      | 被害数(棟、人) |
|-----------|----------|
| 建物被害      |          |
| 建物全壊      | 30,190   |
| 人的被害      |          |
| 死者        | 240      |
| 負傷者       | 7,780    |
| 負傷者のうち重傷者 | 760      |

(出典：茨城県耐震改修促進計画)  
(ケース設定：地震発生時刻18時、風速15m/s)

## 悪徳業者にご注意を！

一部の悪質な訪問販売業者による被害が相次いでいます。おかしいと思ったらハッキリ断る勇气が必要です。もし不審な業者が訪ねてきたときは、決してその場で契約せず、相談することをお勧めします。

**注意！** 突然やってきて執拗に契約を迫る「執拗な訪問販売」  
修理しないと地震の時倒壊しますよと「不安をあおる」  
いま契約するとお安くしますよと長時間居座り「強引に契約を迫る」

**県や市町村が、住宅の所有者に対する営業活動を事業者には依頼することは絶対にありません。**

下妻市建設課建築係

〒304-8501 下妻市本城2丁目22番地  
電話：0296-45-8127  
ファックス：0296-43-2945